

# アイザワの約款・規定集

2026年7月  
アイザワ証券株式会社

## 第1章 総則

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第30条 (免責事項)</b></p> <p>(1) 各サービス、取引等によりお客様に損害が生じても、その損害が以下の事由によるものである場合は、当社はその損害を賠償する責を負いません。</p> <p>①～⑤ (現行通り)</p> <p>⑥天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受、振替株式等の振替または抹消または寄託の手続等が遅延(権利確定日におけるフェイルを含む)し、または不能となった場合</p>	<p><b>第30条 (免責事項)</b></p> <p>(1) 各サービス、取引等によりお客様に損害が生じても、その損害が以下の事由によるものである場合は、当社はその損害を賠償する責を負いません。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受、振替株式等の振替または抹消または寄託の手続等が遅延し、または不能となった場合</p>

## 第7章 ブルートレードサービス

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第1条 (本サービスの利用)</b></p> <p>お客様は、以下のすべてに該当する場合に本サービスを利用して取引注文を行うことができます。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>②本サービスの利用は、お客様毎に設定された部店コードや口座番号、パスワード(サービスによって確認事項は異なる。)が一致した場合に加え、追加的な本人認証方法(ワンタイムパスワード、電子メール認証、デバイス認証等、以下これらをあわせて「多要素認証」という。)をご利用いただく必要があるものとします。また、当社が必要と認めた認証方式をご利用いただくこととします。</p> <p>③ (現行通り)</p> <p><b>第15条 (免責事項)</b></p> <p>当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。</p> <p>①～③ (現行通り)</p> <p>④パスワード、パスキーその他の認証方式の誤使用等により取引を制限・中断したことによる損害</p> <p>⑤～⑦ (現行通り)</p>	<p><b>第1条 (本サービスの利用)</b></p> <p>お客様は、以下のすべてに該当する場合に本サービスを利用して取引注文を行うことができます。</p> <p>① (省略)</p> <p>②本サービスの利用は、お客様毎に設定された部店コードや口座番号、パスワード(サービスによって確認事項は異なる。)が一致した場合に加え、追加的な本人認証方法(ワンタイムパスワード、電子メール認証、デバイス認証等、以下これらをあわせて「多要素認証」という。)をご利用いただく必要があるものとします。</p> <p>③ (省略)</p> <p><b>第15条 (免責事項)</b></p> <p>当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。</p> <p>①～③ (省略)</p> <p>④パスワードの誤使用等により取引を制限・中断したことによる損害</p> <p>⑤～⑦ (省略)</p>

## 第8章 アイザワオンラインサービス

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第10条 (確認事項)</b></p> <p>(1) 本サービスの利用は、お客様毎に設定された部店コードや口座番号、パスワード(サービスによって確認事項は異なる。)が一致した場合に加え、追加的な本人認証方法(ワンタイムパスワード、電子メール認証、デバイス認証等、以下これらをあわせて「多要素認証」という。)をご利用いただく必要があるものとします。また、当社が必要と認めた認証方式をご利用いただくこととします。</p>	<p><b>第10条 (確認事項)</b></p> <p>(1) 本サービスの利用は、お客様毎に設定された部店コードや口座番号、パスワード(サービスによって確認事項は異なる。)が一致した場合に加え、追加的な本人認証方法(ワンタイムパスワード、電子メール認証、デバイス認証等、以下これらをあわせて「多要素認証」という。)をご利用いただく必要があるものとします。</p>

## 第10章 特定口座に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>第7条 (源泉徴収)</b></p> <p>(1)～(2) (現行通り)</p> <p>(3)外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、円貨で行います。証券総合取引口座に源泉徴収できる円貨がない場合、当該約定により源泉徴収される譲渡益税相当額を上限とし、当該約定の外貨のお預り金から外国為替取引を行い、円貨にして譲渡益税に充当いたします。その際の外国為替取引は当社が定める方法により行います。なお、当該外国為替取引に伴う為替差損益はお客様に帰属するものとします。</p>	<p><b>第7条 (源泉徴収)</b></p> <p>(1)から(2) (省略)</p> <p>(3)外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。</p>